

「この本、よかった！」(124)
『女たちの大和』
文 辺見じゅん
(角川春樹事務所)



皆さんにもおすすめしたい「くまどく本」、今回は、熊野中学校からです。

久保 杏依莉 (3年)

なぜ戦争をするのか。この本は、大切な人を戦争で失った妻、娘、母、姉、妹、恋人の話です。自分に置き換えて読んでいくと胸が苦しくなりますが、とても考えさせられる一冊です。

久保 友美 (母)

この本を読んで戦争について考えさせられ、家族を大切にしようと思えた本です。戦争中に女性たちが歩んだ人生が描かれているので今の生活をかみしめて、読んでみてほしいです。

(教育総務課社会教育グループ)

地域一体となった運動会

熊野第二小学校

児童会スローガン「仲間と協力！全力挑戦熊二つ子！！」を掲げ「チャレンジ！きずな運動会」を10月7日(土)に開催しました。

感染症対策に関する制限の無い運動会となった今年度の運動会では、月に1回第二小で開催している「地域の日」を兼ね、たくさんの地域のみなさんをお招きしました。

1・2年生のかわいいダンス、3・4年生の切れの良いダンス、5・6年生の布を使った演技と組体操では、会場のみなさんに沢山の拍手をいただきました。

また、3・4年生の「筆踊り」では、「みなさんもぜひ子どもたちと一緒に踊ってください」とアナウンスがかかると、来賓、地域の人、保護者、全校児童で円になり楽しく踊ることができました。「学校・保護者・地域」が一体となった運動会となりました。



▲「筆踊り」で会場が一体となりました

(教育総務課)

5年生野外活動

熊野第四小学校

5年生は、「TEAM WORK」を目標に頑張っています。この度の野外活動では、野外炊飯やキャンプファイヤー、カッター研修などを通して更にチームワークを高めることを目標として活動を進めていきました。特に、カッター研修では、その力が高まったと思います。最初は、みんなの力が揃わずに、なかなか前に進むことができませんでしたが、「せーの」の掛け声とともに、みんなの動きも次第に揃い始め、ぐんぐんと前に進むことができました。まさに、チームワークの力でした。このように、野外活動では、多くの場面でチームワークの高まりを感じる事ができました。

この貴重な体験活動を通して学んだことを今後の学校生活に生かしていけるように頑張りたいと思います。



▲カッター研修ではチームワークの大切さを学びました

(教育総務課)

熊野町立小中学校冬季
一斉閉庁の実施について

☎12月28日(木)～令和6年1月4日(木)

▷目的

- (1)児童・生徒および教職員の心身の健康増進
- (2)町立学校における地球環境保護および省エネルギーの推進

▷実施内容

- (1)原則として、児童・生徒は登校せず、部活動も実施しません。
- (2)緊急連絡体制を確保し、緊急に対応する必要がある事案には早急に対応します。



(教育総務課)

「エキキタまつり」に
出演しました

熊野高等学校

この地に (331)

芸術類型2年生がJR広島駅でのイベント「ぐるっと！エキキタまつり～えっと遊びつくそう！2023秋」に出演し、熊高芸術類型のPRをしました。

アートディレクションコースの司会進行で音楽・書道・美術コースがそれぞれの活動内容を発表しました。音楽コースの「それいけカープ！」の演奏に始まり、美術コースはクロッキー（モデルを3分間でスケッチ）を実演しました。書道コースは音楽コースの演奏に乗せて大書パフォーマンスを披露しました。ふでりんも応援に駆け付け「ふでりんくまこPROJECT」（観光大使ふでりんとともに町や熊高の魅力を発信する活動）の宣伝をしたり、大書作品が乾く間に広島県に関するクイズを出題したりと、盛りだくさんの内容であったという間の30分間でした。

この日広島駅を訪れた人に熊高、町、そして広島県の魅力がしっかり伝わったに違いありません。



▲ふでりんと一緒に町や熊高の魅力を発信することができました

☎熊野高等学校 ☎854-4155

人権とわたし

北朝鮮当局による
拉致問題について

北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権および国民の生命と安全に関わる重大な問題です。

日本政府は、現在までに17人を北朝鮮当局による拉致被害者として認定し、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、調査や捜査を進めるとともに、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて、取り組みを進めています。

○北朝鮮人権侵害問題啓発週間

12月10日(日)から16日(土)は、国連総会本会議において、「北朝鮮の人権状況」決議が採択された日（平成17年12月16日）を記念して制定された「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。これを機に、拉致問題などの解決のために、私たち一人ひとりがこの問題に関する関心と認識を深めましょう。

(生活環境課)

～障害のある人もない人も共に支え合う社会へ～

すべての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために「障害者差別解消法」が制定されています。この法律は、行政機関や民間事業者が障害のある人への「合理的配慮」を行うことが求められており、正当な理由なく、障害を理由にサービスの提供を断ったり、条件をつけたりすることを禁止しているものです。

不当な差別的扱いを受けたなど、困ったことがあったら、社会福祉課に相談してください。

※(内閣府) 障害者差別に関する試行相談窓口『つなぐ窓口』がスタートしました(令和7年3月下旬まで)

電話相談 ☎0120-262-701

(10:00～17:00 祝日・年末年始除く)

Eメール ☎info@mail.sabekai-tsunagu.go.jp

☎社会福祉課 ☎820-5635